

事業承継マッチングサイト『担い手探しナビ』の運用開始について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは会務運営についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会及び関東信越税理士会では、10月1日（月）から事業承継マッチングサイト『担い手探しナビ』の運用を開始いたします。

中小企業庁公表資料によりますと、2025年には団塊の世代の中小企業経営者約245万人（全中小企業者の6割）が70歳を超え、その約半数に当たる127万人が廃業を予定しているとされており、中小企業の活力の維持・向上のために、事業承継の円滑な実施が喫緊の課題となっております。

中小企業の事業承継においては、①後継者不在②民間のM&A業者に依頼する場合の高額な仲介手数料③借入金に対する現経営者の担保解除の困難さ④国の用意する支援機関利用時の入口のハードルの高さ——等が課題として挙げられます。これらの課題を考慮しつつ事業承継を進めるためには、税理士が「顧問税理士」という立場を生かして、関与先企業が無償または低廉な価格でマッチングできる仕組みに参画することが必要との結論に至り、今般、事業承継サイトを構築する運びとなりました。

事業承継サイトは、社外への事業の引き継ぎ（以下「M&A等」）を念頭に置いた、税理士の関与先企業同士のマッチングを行う場であり、あらかじめ利用申請をしてIDの発行を受けた税理士会会員のみが閲覧することができます。

サイト内では、主に①関与先企業の譲渡し／譲受け案件の登録②案件の検索・閲覧③案件を掲載した税理士への問い合わせ——が可能で、自身の関与先企業とマッチングしそうな企業があれば、サイト内の専用フォームから問い合わせをし、以降、詳細なやり取りは税理士同士が直接行うこととなります。サイトの利用自体は無料で、実際にM&A等を行うに当たっての税理士の支援範囲や費用等は、すべて個々の税理士の判断によるものとなります。

案件登録時に必須となる項目は、企業の地域（都道府県）、業種、自由記述欄のみのノンネーム情報（譲渡し対象会社の特定につながらない概要資料）となっており、詳細な情報はマッチングを進める中で税理士同士がやり取りすることとして、セキュリティを確保しております。また、案件の登録に際しては、事前に関与先企業との間で「確認書」を取り交わす必要があり、関与先企業の同意を得て案件を登録することとなります。この確認書の書式等についても、サイト内に掲載する予定です。

利用を希望される会員は、本会ホームページ（会員専用ページ内）に設置する専用フォームから利用申請し、仮パスワードを発行してください。その後、ログイン画面にログインID及び仮パスワードを入力したうえで、「サイトの利用規約」及び「個人情報の取扱い」への同意をもってサイトへログインすることが可能です。

なお、事業承継サイトの利用の流れについては、添付ファイルのスキーム図を参照してください。

『担い手探しナビ』については、日税連マルチメディア研修ページで配信中の「平成30年度中小企業支援に係る研修会（2日目）」の「日税連・税理士会の行う事業承継支援施策について」でも解説されております。こちらの研修については、10月以降支部あてにDVD版についてもお送りする予定となっております。

つきましては、添付ファイル等をご活用いただき支部会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

平成30年9月28日

業務対策部中小企業対策小委員長

片山 和郎

総合企画部長

大西 勉